

秋田市介護ロボット導入促進事業費補助金交付要綱

〔平成30年5月30日〕
市長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、介護サービス事業者が介護ロボットを導入する際の経費の一部を助成することにより、介護ロボットの使用による介護従事者の負担の軽減を図るとともに、その実際の活用モデルを他の介護サービス事業者に周知することにより、介護ロボットの普及による働きやすい職場環境の整備を図り、介護従事者の確保に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「介護サービス事業」とは、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第1項に規定する居宅サービス（福祉用具貸与および特定福祉用具販売を除く。）、同条第14項に規定する地域密着型サービスおよび同条第26項に規定する施設サービスならびに法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス（介護予防福祉用具貸与および特定介護予防福祉用具販売を除く。）および同条第12項に規定する地域密着型介護予防サービスをいう。

2 この要綱において「介護サービス事業者」とは、介護サービス事業を行う者をいう。

3 この要綱において「介護従事者」とは、介護サービス事業に従事し、要援護者に対する介護を行う者をいう。

4 この要綱において「介護ロボット」とは、次の各号のいずれにも該当する機器をいう。

(1) 日常生活支援における次のいずれかの場面において使用され、介護従事者の負担軽減の効果があること。

ア 移乗介助

イ 移動支援

ウ 排泄支援

エ 見守り支援

オ 入浴支援

(2) 次のいずれかに該当すること。

ア ロボット技術（センサー等により外界又は自己の状況を認識し、それによって得られた情報を解析し、その結果に応じた動作を行うことができる機能を付加する技術をいう。）を活用し、従来の機器ではできなかった優位性を発揮すること。

イ 経済産業省が行う「ロボット介護機器開発・標準化事業」（旧「ロボット介護機器開発・導入促進事業」を含む。）において採択された機器であること。

(3) 販売価格が公表されており、一般に購入することができる状態にあること。

（対象者）

第3条 助成を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者の中から市長が選定した者とする。

(1) 本市から介護サービス事業の指定を受けていること。

(2) 導入しようとする事業所の所在地が本市にあること。

(3) 導入しようとする介護ロボットについて、電気用品安全法（PSE）認証、Sマーク、電磁両立性（EMC）試験等の製品レベルでの安全性の検証がなされており、利用上の安全性が十分に確保されていること。

(4) 介護ロボットの有効性、効果的な利用方法、注意事項その他必要な情報の共有および非常時の連絡について、介護ロボットの製造者又は販売者との間で十分な体制が整っていること。

(5) 介護ロボットを利用することについて、介護サービスの利用者およびその家族に十分に説明し、同意を得ていること。

(6) 機器の納品が、助成を受けた日の属する年度内であることについて、製造者又は販売者から確約を得ていること。

（助成の方法）

第4条 助成は、予算の範囲内において補助金を交付する方法による。

(助成の条件)

第5条 助成の額は、1事業所1回の募集につき、介護ロボットの購入に係る費用（次に掲げる費用を除く。）に相当する額（その額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）又は10万円のいずれか低い額とする。

(1) 消費税および地方消費税

(2) 保険料

(3) 機器の設置に伴う建物の改修費

(4) 機器の維持管理に係る費用

(5) インターネット回線使用料等の通信費

(6) 機器の操作のために行う研修等の費用

(7) 第7条第1項の通知を受ける前から保有している機器に係る費用

(8) 他の制度により助成を受けている又は受ける予定の機器に係る費用

(9) 前各号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めた費用

2 機器が分割可能な部分で構成されている場合は、介護ロボットとして最低限の機能を有するまとまりをもって1機器とする。

3 介護サービス事業者が1事業所において複数の介護サービス事業の指定を受けている場合であっても、1事業所とする。

4 介護ロボットを機能させるため、当該介護ロボットと管理室又は端末を接続するための通信設備が必要である場合は、介護ロボットの購入に併せて購入する場合に限り、当該通信設備に係る費用を助成の対象とする。

(申請等)

第6条 助成を受けようとする者は、募集期間内に介護ロボット導入促進事業費補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 募集の方法は、別に定める。

(決定)

第7条 市長は、助成の可否を決定したときは、その旨を決定を受けた者に対し、介護ロボット導入促進事業費補助金交付決定通知書（様式第2

号)により通知するものとする。

- 2 前項の規定により助成の決定を受けた者は、機器の納品があったときは、速やかに動作確認を行い、前項の通知があった日の属する年度の3月31日までに納品報告兼請求書(様式第3号)に必要な書類を添付して市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の書類の提出があったときは、その日(当該書類に不備があったときは、その補正をした日)から30日以内に補助金を交付するものとする。

(状況報告)

第8条 前条第3項の規定により補助金の交付を受けた者は、その事業所において当該介護ロボットを使用することによって得られた業務効率化、職場改善の効果に関するデータ等を客観的な評価指標に基づいて記録し、その内容を3年間、介護ロボット使用状況報告書(様式第4号)により市長に報告しなければならない。

- 2 市長は、法第76条等の規定に基づく介護サービス事業者に対する検査の際に、介護ロボットの使用状況について、職員に調査させることができる。

(取消し)

第9条 市長は、助成の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当したときは、その決定を取り消すことができる。

- (1) 第6条第1項の申請に虚偽があったとき。
- (2) 第7条第1項の通知に付した条件に違反したとき。
- (3) 第7条第1項の通知を受ける前に申請に係る介護ロボットを購入していたことが判明したとき。
- (4) 他の制度により助成を受けていたことが判明したとき。

(補助金の返還)

第10条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 前条の規定により助成の決定を取り消されたとき。
- (2) 3年以内に次に該当したとき。

ア 事業所を休止し、又は廃止したとき。

イ 正当な理由なく介護ロボットの使用を中止したとき。

ウ 介護ロボットを目的外に使用し、貸与し、交換し、売却し、譲渡し、担保に供し、取り壊し、又は廃棄したとき。

(3) 第8条第1項の報告をせず、又は正当な理由なく同条第2項の調査を拒んだとき。

(介護ロボットの周知)

第11条 この要綱に基づき助成を受けて介護ロボットを導入した介護サービス事業者は、その使用状況および効果を他の事業者にも周知するよう努めるとともに、見学の申出があったときは、できる限り応じなければならない。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年5月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

年 月 日

（宛先）秋田市長

所在地

法人名

代表者名

介護ロボット導入促進事業費補助金交付申請書

このことについて、秋田市介護ロボット導入促進事業費補助金交付要綱第6条第1項の規定に基づき、下記により補助金の交付を申請します。

記

- 1 事業所名 _____
- 2 サービス種別 _____
- 3 交付申請額 _____ 円 ※購入金額（1,000円未満切捨て）（上限10万円）
- 4 添付書類
 - (1) 介護ロボット導入計画書
 - (2) 見積書の写し
 - (3) 仕様書、カタログその他介護ロボットの概要がわかるもの

連絡先

担当者名 _____

電話番号 _____

介護ロボット導入計画書

機器名	台数	購入価格(税抜き)
		円
介護ロボットの種別	介護ロボットの主な特徴	
介護ロボットの使用方法 <small>※どういう場面でどのように使用するか</small>		
介護ロボット導入により期待される従事者の負担軽減効果		
介護ロボットを導入している 事業所であることを市が外部 に情報提供することに	同意します ・ 同意しません	

※機種異なる機器を購入する場合は、機種ごとにこの計画書を作成してください。

※購入価格は、消費税額および地方消費税額を除いた額としてください。

※「介護ロボットの種別」は、以下の中から選択してください。

移乗介助（装着型）、移乗介助（非装着型）、移動支援（屋外型）、移動支援（屋内型）、
排泄支援、見守り、入浴支援

様式第2号（第7条関係）

秋田市指令第 号

様

介護ロボット導入促進事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請があった補助金について、下記のとおり決定しましたので、通知します。

年 月 日

秋田市長 穂 積 志

記

- 1 事業所名 _____
- 2 交付決定額 _____ 円
- 3 内訳

機器名	台数	購入価格	補助金額

- 4 条件
裏面のとおり

担 当 秋田市福祉保健部介護保険課
企画・給付担当
電 話 018-888-5674
F A X 018-888-5673

- 1 機器の操作に当たっては、取扱説明書等の内容を十分に理解すること。
- 2 各職員に操作方法などを周知し、不慣れな状態で使用させないこと。
- 3 推奨されている方法以外の方法での操作は控えること。
- 4 不具合が生じた場合の対応について、製造者又は販売者と連絡体制を密にしておくこと。
- 5 機器の使用状況について、日々記録すること。
- 6 この通知があった日の属する年度内に納品される見込みがなくなったときは、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- 7 この事業に係る書類は、補助金を受けた日の属する年度の3月31日から5年間、保管しておくこと。

年 月 日

（宛先）秋田市長

所在地

法人名

代表者名

納品報告兼請求書

下記のとおり介護ロボットの納品がありましたので、秋田市介護ロボット導入促進事業費補助金交付要綱第7条第2項の規定に基づき、補助金の交付を請求します。

記

1 事業所名

2 納品報告

機器名	台数	納品日	請求金額（円）

3 補助金振込先

4 添付書類

- (1) 発注書（又は契約書）、納品書および領収書（又は請求書）（原本）
- (2) 納品された介護ロボットの写真（撮影日が入ったもの）
- (3) 委任状（請求者と振込先が異なる場合）

（宛先）秋田市長

所在地

法人名

代表者名

介護ロボット使用状況報告書

1 事業所名 _____

2 報告事項

機器名	台数	購入金額（円）	補助金額（円）
介護ロボットの使用状況 <small>※どういう場面でどのように使用しているか</small>			
介護ロボットの導入効果 <small>※特に、介護従事者の負担軽減効果</small>			
介護ロボットの不都合な点や課題			

※機種が異なる機器を購入した場合は、機種ごとにこの報告書を作成してください。